明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）　一
○鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業三四）　二
○火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（同三五）　二
〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二〇三）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務一八〇）　三
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一三三六）　四
○肥料の登録が失効した件（同一三三七）　四
○工業標準化法第三十四条の規定に基づき認証の業務を廃止する届出があった件（経済産業一一一）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同一一二）　五
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（国土交通七五二）　六
○高速自動車国道に関する件（同七五三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七五四）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一〇八、一一〇、一一一）　八
○海岸に関する件（同一〇九）　八
○道路に関する件（四国地方整備局五九）　九
○道路に関する件（北海道開発局九九～一〇一）　九
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
法務省　財務省　国税庁　最高裁判所　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
国家試験
平成三十年航空工場検査員国家試験（経済産業省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、公示送達関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　二九

省令

○厚生労働省令第七十四号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）	（法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）
第二十条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。 一～三　（略） 四　旅館業法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	**第二十条**　認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。 一～三　（略） 四　旅館業法第三条第二項第一号から第三号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

附　則

この省令は、旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

○経済産業省令第三十四号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安統括者及び保安管理者の選任） **第四十一条**　法第二十二条第三項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校	（保安統括者及び保安管理者の選任） **第四十一条**　法第二十二条第三項の経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校